

北本市市民と行政との協働推進計画

～市民との協働による豊かな地域社会の実現のために～

平成19年(2007年)3月

北 本 市

目 次

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 第1章 | 計画の概要 | 1 |
| 1 | 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 | 計画の位置付け | 3 |
| 3 | 計画の期間 | 3 |
| 4 | 計画の内容 | 3 |
| 第2章 | 計画策定の背景と必要性 | 4 |
| 1 | 計画策定の背景 | 5 |
| 2 | 計画策定の必要性 | 6 |
| 第3章 | 北本市の状況 | 7 |
| 1 | 本市の現状 | 8 |
| 2 | 本市のボランティア・地域活動の現状 | 11 |
| 3 | 本市の市民活動の現状 | 13 |
| 第4章 | 協働の定義・原則 | 14 |
| 1 | 協働の定義 | 15 |
| 2 | 協働の原則 | 16 |
| 第5章 | 協働の形態 | 18 |
| 1 | 協働の形態 | 19 |
| 第6章 | 計画の基本的な考え方 | 23 |
| 1 | 基本理念 | 24 |
| 2 | 基本目標 | 24 |
| 3 | 施策の体系 | 25 |
| 第7章 | 施策の展開 | 26 |
| 1 | 情報の共有 | 27 |
| 2 | 参加・参画の仕組みづくり | 30 |
| 3 | まちづくりの担い手の育成 | 32 |
| 4 | 市民活動の環境整備 | 33 |
| 5 | 庁内体制の整備 | 35 |

| | |
|------------------------------------|----|
| 参考資料 | 39 |
| 1 北本市協働推進計画策定委員会会議記録 | 40 |
| 2 北本市協働推進計画策定委員会委員名簿 | 41 |
| 3 北本市協働推進計画策定委員会設置要綱 | 42 |
| 4 北本市市民と行政との協働推進プロジェクト・チーム設置規程 | 43 |
| 5 北本市市民と行政との協働推進プロジェクト・チーム会議等の開催状況 | 45 |

市民との協働による豊かな地域社会の実現のために

私たちのまち北本市は、「緑にかこまれた健康な文化都市」を将来都市像に掲げ、市民と行政との協働を基本理念とした「第四次北本市総合振興計画」に基づいて、まちづくりを進めています。

2000年（平成12年）4月に地方分権一括法が施行され、地方分権改革が進む中、全国均一的なまちづくりから、地域の特性に応じた個性豊かなまちづくりを進めていくために、自己決定・自己責任の考えのもとに『自分たちのまちは自分達でつくる』ことが求められています。それは市内に住む市民の皆様と行政とが一体となって、北本市において最良のまちづくりを進めていくことだと考えます。

このような状況を踏まえ、市民の皆様で構成された協働推進計画策定委員会による協働に関する報告書をもとに、「北本市市民と行政との協働推進計画」を策定したものです。

この計画では、基本理念を「市民と行政とのパートナーシップによる豊かなまち きたもと」とし、市民公益活動を行う市民や団体がそれぞれに抱える問題点や課題を克服し、行政と協働してより良いまちづくりを行うための制度や体制などを施策として位置付けいたしました。

今後は、この計画に掲げました施策を推進し、まちづくりのさまざまな場面で、市民と行政との協働が実践されることにより、誰もが『ずっと暮らし続けたいまち きたもと』と言えるまちになると考えておりますので、市民の皆様により一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、そして、計画策定にご尽力をいただきました北本市協働推進計画策定委員会の皆様をはじめ、関係機関・団体の皆様に深く感謝申し上げます。

平成19年3月

北本市長 石津賢治

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

地方分権社会における地方自治体は、自主性・自立性に基づき、地域の実情に合わせた行政運営が求められ、従来の手法を見直し、持続可能な自治体へと変革する必要があります。

全国一律的で平等なまちづくりは、社会に安定と安心感を与えてきましたが、一方で行政依存体質を生み出してしまったとも言われています。

このような中、自治体改革を進める上で、公共のサービスは全て行政が担うものという固定観念は、見直される必要があります。

個人や個性が尊重される現代社会においては、市民ニーズが多様化し、市民が独自に提起する新たな社会問題や行政も企業も取り扱わない解決すべき新たな領域も発生してきており、これらの問題を行政だけで解決するには限界があります。

一方、「公共性・公益性」のある活動は、現在も企業、地域自治組織、NPO法人等によりそれぞれ独自の活動領域を持ちながら、行われています。多くの市民が、自己確立の意欲と能力を生かした独自の社会活動に取り組むようになってきました。平成10年（1998年）12月には「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行され、多方面において、数多くのNPO法人やボランティア団体等の活躍が目立ってきました。

本市でもNPO法人やボランティア団体、市民会議等多くの市民団体が活躍し、第四次北本市総合振興計画策定時の市民意識調査の結果でも、約6割の市民がボランティア活動への参加意向を示すなど、多くの市民が地域社会への貢献に意欲を持っていることが分かります。

第四次北本市総合振興計画では、「将来都市像を実現するために、市民と行政の協働を基本理念に次の3つの目標（「人を育み支え合う都市」の実現・「緑が活きる快適な都市」の実現・「活力あふれる交流都市」の実現）に取り組めます」としているように、今後、「新しい公共」といわれる領域の活動を更に推進し、市民、企業、行政が協働して様々な課題に取り組むことにより、個性豊かで魅力に満ちた活力ある地域社会の形成が図られるものと考えます。

この計画は、市民、企業、行政が対等の立場で共通の目標に向かって協働し、地域において最良のサービスと活動が行われ、適切な役割分担を図りながら、市民の力が存分に発揮される・発揮しやすい地域社会を築くため、今後の市民公益活動への支援の方策や協働に関し実施すべき事業を具体的に示しました。

2 計画の位置付け

この計画の策定につきましては、平成17年度に策定した第四次北本市総合振興計画及び第3次北本市行政改革推進計画に、市民と行政との協働の推進を掲げ、「市民と行政との協働推進計画」を策定することを位置付けているため、これらの計画に基づき、今後、市民の皆様との協働によるまちづくりを進めるために必要な制度等を具体的に示すこととしました。

また、この計画は、平成18年3月に職員プロジェクトから提出された「市民公益活動の促進に関する報告書～市民との協働による豊かな地域社会の実現のために～」及び平成18年12月に北本市協働推進計画策定委員会から提出された「市民と行政との協働推進に関する報告」における検討に基づいて、策定したものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、第四次北本市総合振興計画の前期及び中期基本計画の期間にあわせ、平成19年度から平成24年度までの6年間とします。

なお、社会・経済情勢、北本市の状況などに迅速に対応していくために、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

第 2 章 計画策定の背景と必要性

1 計画策定の背景

社会の変化や個人の意識の変容により、地域社会における課題は複雑かつ多様化しており、行政が持つ限りある資源だけでの解決は困難になってきています。

市民と行政が持てる力を出し合い、共に考え行動することにより共通課題の解決に取り組むための協働が求められています。

協働への取り組みが必要とされる背景には、次のようなものがあります。

(1) 分権型社会への対応

地方分権の進展に伴い、地方自治体の権限が拡大して独自の判断で政策形成ができるようになりました。その一方、地域の特性を活かした自己決定・自己責任による自治体運営が求められています。

このように、今後の都市間競争の中で生き残っていくためには、市民自らが身近な暮らしの問題や地域の課題の解決のために政策立案や具体的な事業の実施に関わる市民参画のスタイルを確立する必要があります。

(2) 市民ニーズの多様化への対応

経済発展によりもたらされた物質的な豊かさ、情報通信技術の高度化や国際社会の進展により、生活様式や価値観が多様化し、個人が尊重される時代になりました。また、介護や子育てサービス等への需要も増加の一途にあります。

多様な住民ニーズに対応するためには、地域において市民が相互にサービスを提供できる仕組みづくりが必要です。

(3) 市民公益活動の成熟

従来から地域に根ざした活動を継続している自治会や地域コミュニティ委員会をはじめ、ボランティア団体や自らの問題意識と興味で捉えた課題を自らの方法・アイデアで解決すべく活動を行うNPO法人の登場など地域社会を支える力のある市民団体は増加の傾向にあります。

(4) 行政サービスの限界

人口減少や高齢化の進展等により今後税収の減少が見込まれる中、行政改革が求められています。

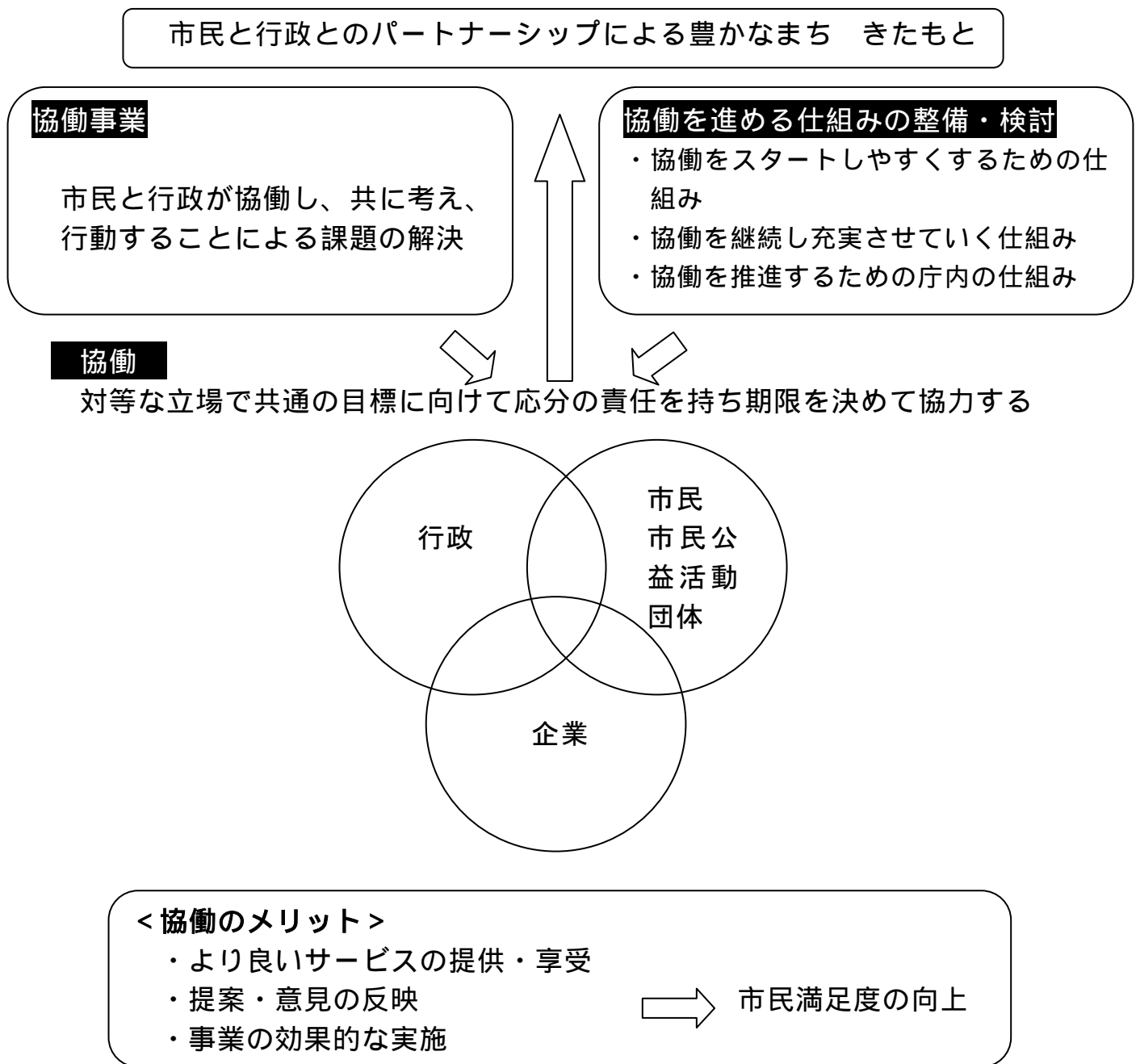
市民ニーズが多様化し、行政だけで全てのニーズに対応するのでは、財政上の負担が増大し、組織も肥大化してしまうなど現実的に難しい状況にあります。

2 計画策定の必要性

真に質の高いサービスの提供のためには、行政と市民が役割分担を明確にし、それぞれが公益を生み出していく構造に転換する必要があります。そのような社会システムを構築するためにも市民公益活動の促進は必要です。

また、協働をスタートしやすくするための仕組み、協働を継続し充実させていく仕組み、協働を推進するための仕組みを整備する必要があります。

■図1 市民と行政の協働によるまちづくりのイメージ



第3章 北本市の状況

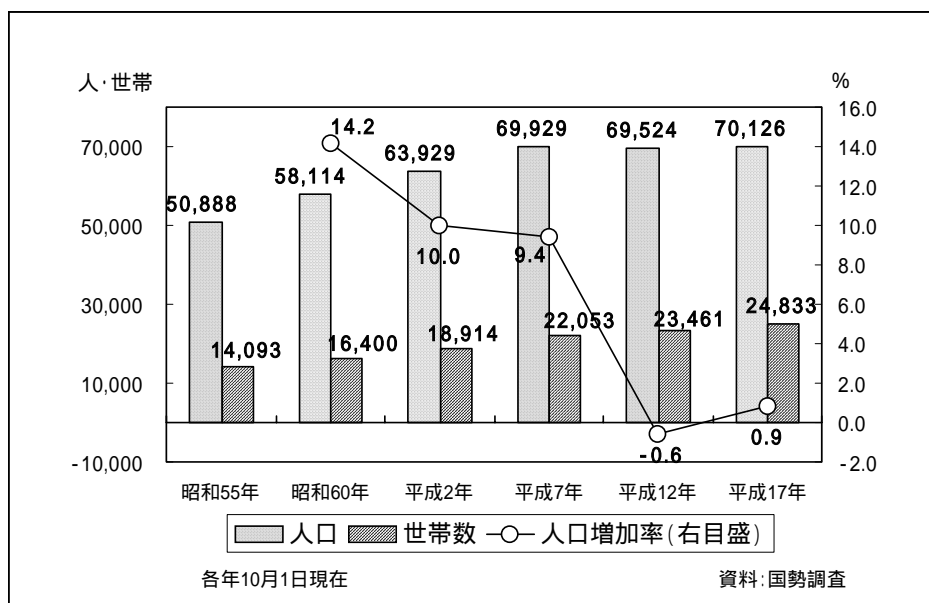
1 本市の現状

(1) 人口の推移

平成17年度国勢調査によると、平成17年10月1日現在の北本市の人口は70,126人、世帯数は24,833世帯で、一世帯あたりの人員は2.8人となっています。

昭和60年時点では、昭和55年と比較した人口の増加率は14.2%でしたが、その後は徐々に鈍化し、平成12年には、平成7年と比較して0.6%の減少となりました。平成17年には人口がやや増加し、7万人を超えています。長期的にみると本市の人口はほぼ横ばい傾向となっています。

■図2 本市の人口・世帯数の推移



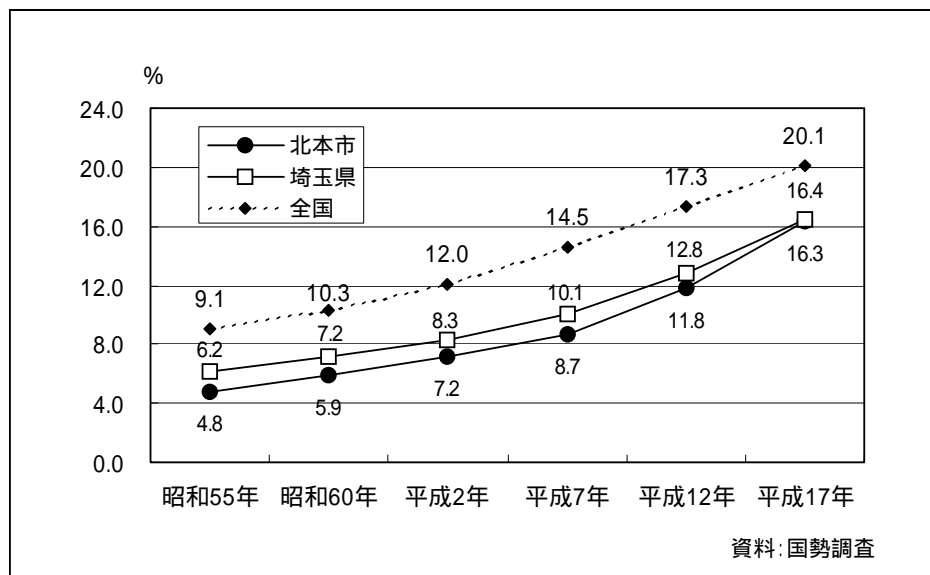
(2) 少子高齢化の進行

ア 高齢化の推移

全国的に高齢化が進むなか、本市も同様に、高齢化率（65歳以上人口が全人口に占める割合）は年々上昇し続けています。

全国や県の動向と比較すると、平成12年までは、本市の高齢化率は全国や県よりも低い状況でしたが、平成17年には、全国20.1%、埼玉県16.4%、本市16.3%と、埼玉県とほぼ同程度の比率になっています。

■図3 高齢化率の推移

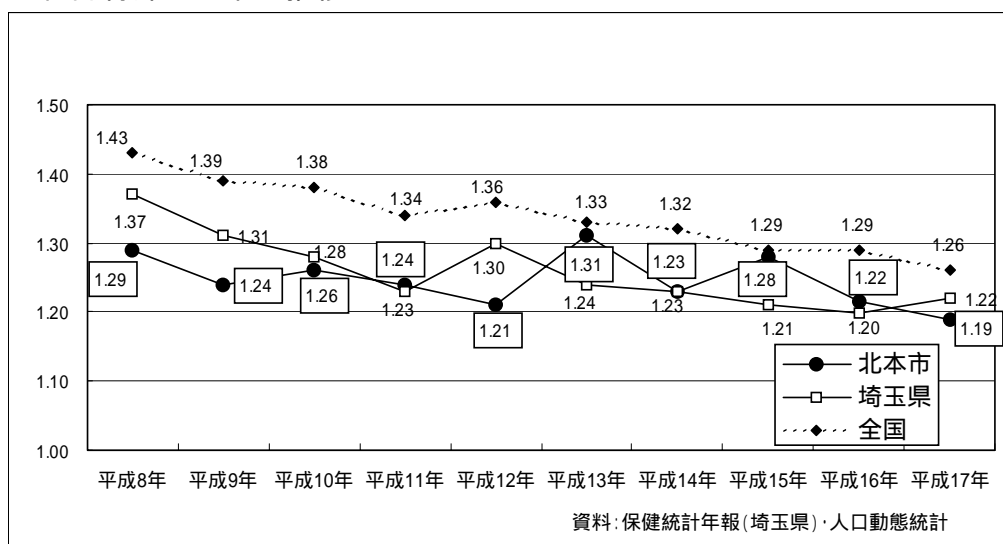


イ 少子化の進行

合計特殊出生率は、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に生むと推定される子どもの数を表します。

全国的には年々その数が減少しており、少子化が確実に進んでいることを示しています。本市の状況を見ますと、年ごとに増加と減少を繰り返していますが、全国の出生率よりも低いことは一貫しています。その背景には、核家族世帯の比率が高く、周囲の子育て支援が得にくいことなどが考えられます。

■ 図4 合計特殊出生率の推移



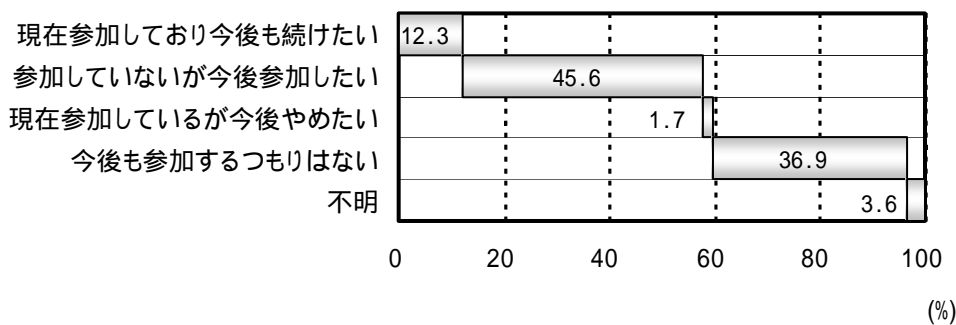
2 本市のボランティア・地域活動の現状

(1) ボランティア活動への参加意向

平成17年5月に実施した市民意識調査では、ボランティア活動に参加している人は、14.0%となっています。また、ボランティア活動への参加意向については、「現在参加しており今後も続けたい」12.3%を含め、57.9%の人が今後の参加意向を持っています。

■図5 ボランティア活動への参加意向

N=952



資料：北本市市民意識調査報告書(平成17年5月)

年齢別に見ると「50～64歳」では、68.9%の人が参加の意向を持っています。

■図6 図5の年齢別集計

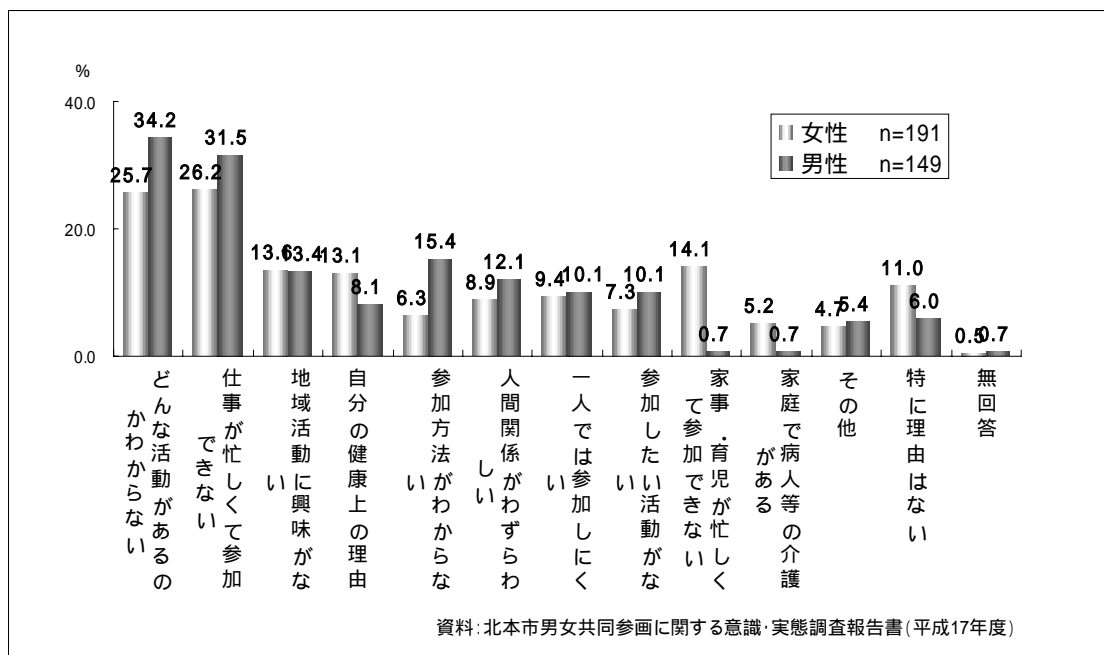
| | 合計 | 18～19歳 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～64歳 | 65～74歳 | 75歳以上 | 不明 |
|-----------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 合計 | 952 | 24 | 93 | 108 | 153 | 350 | 141 | 74 | 9 |
| | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 現在参加しており今後も続けたい | 117 | 1 | 4 | 8 | 25 | 51 | 17 | 10 | 1 |
| | 12.3 | 4.2 | 4.3 | 7.4 | 16.3 | 14.6 | 12.1 | 13.5 | 11.1 |
| 参加していないが今後参加したい | 434 | 7 | 42 | 52 | 66 | 190 | 58 | 17 | 2 |
| | 45.6 | 29.2 | 45.2 | 48.1 | 43.1 | 54.3 | 41.1 | 23.0 | 22.2 |
| 現在参加しているが今後やめたい | 16 | - | 1 | - | 3 | 6 | 4 | 2 | - |
| | 1.7 | - | 1.1 | - | 2.0 | 1.7 | 2.8 | 2.7 | - |
| 今後も参加するつもりはない | 351 | 16 | 44 | 47 | 58 | 91 | 57 | 34 | 4 |
| | 36.9 | 66.7 | 47.3 | 43.5 | 37.9 | 26.0 | 40.4 | 45.9 | 44.4 |
| 不明 | 34 | - | 2 | 1 | 1 | 12 | 5 | 11 | 2 |
| | 3.6 | - | 2.2 | 0.9 | 0.7 | 3.4 | 3.5 | 14.9 | 22.2 |

資料：北本市市民意識調査報告書(平成17年5月)

(2) 地域活動への参加

現在、地域活動に参加していない人に、参加できない理由をたずねたところ、男女ともに「どんな活動があるのかわからない」、「仕事が忙しくて参加できない」という回答が多く、情報不足と仕事との兼ね合いがネックになっていることがうかがえます。特に男性にその傾向が強く、「参加方法がわからない」(15.4%)という回答も多くなっています。

■ 図7 地域活動に参加しない理由



3 本市の市民活動の現状

北本市では、古くから組織されている自治会やコミュニティ協議会に加え、各種ボランティア団体、NPO等が独自の目的を持ち、それぞれに活動しながら、その多くが、自ら公共の分野のサービスを担っています。

中には、全国から視察を受け入れている先進的活動を行う市民団体もあります。

協働のまちづくりを実現させるためには、このような団体がさらに生まれ、育ちやすい環境づくりを進めるとともに、新たな人材が自ら進んで既存団体に加入していく仕組みや新たな団体が立ち上がりやすい環境を整えることが不可欠です。

今後は、市内の市民活動団体の情報収集を行い、一元的にデータを管理していくとともに、その情報を広く市民へ提供していくことが必要です。

なお、北本市協働推進計画策定委員会では、次のように市内で活動する市民団体を組織形態と目的別に分類しています。

(1) 組織形態別の分類

- ア 全国的なネットワークを持つ団体の支部等
- イ 行政単位ごとに組織された市民生活と密接な組織等
- ウ NPO法人
- エ ボランティア団体

(2) 目的別の分類

- ア 教育・文化・生涯学習・スポーツ等
- イ 高齢者福祉・障害者福祉等
- ウ 産業振興・就業支援等
- エ 防犯・防災・地域コミュニティ活動等

第4章 協働の定義・原則

1 協働の定義

ここでは、今後、協働のまちづくりを進めるにあたって、使用する用語の整理等を行います。

(1) 協働

より良いまち、暮らしやすいまちをつくるために、「異なる主体が、対等な立場で、共通の目標に向けて、応分の責任を持ち、期限を決めて協力すること」と定義します。

また、協働を進めるにあたって、協働するそれぞれの主体は、「それぞれの特性・役割・能力を認識・尊重し、相互に連携・補完しながら、共に責任を分担し、相乗効果を生み出しながら課題解決に向けて協力する」ことが必要です。

(2) 市民公益活動

「市民が行う自発的で非営利な社会貢献活動」で、有償、無償による区別はしません。ただし、政治活動や宗教活動は、除きます。

(3) 市民公益活動と関連する主体

ア ボランティア

自発的に社会貢献活動に参加すること。

イ N P O

〔nonprofit organization〕の略で、企業的な利益を追求せずに、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を非営利で行う組織・団体

ウ N P O 法人

特定非営利活動促進法（N P O 法）に基づく認証を受けた法人

エ 市民公益活動団体

上記(2)の活動を行う市民団体・ボランティア団体や自治会、地域コミュニティ委員会、N P O、N P O 法人等。ただし、暴力団又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。

■ 図 8 協働の相手方となる主な団体

| 協働の相手方となる主な団体 | | | | | |
|-----------------------|-------------------|--------------------|--------------------------|---------------------------------------|----|
| (NPO 法人) 特定非営利活動法人 | 市民団体等 ボランティア団体 | 自治会 地域コミュニティ委員会 | 医療法人 等 学校法人 社会福祉法人 | 社団法人 財団法人 協同組合等 経済団体 労働団体 | 企業 |

2 協働の原則

市民と行政がより良いパートナーシップを築き、それぞれが応分の責任を果たしながら「協働」のまちづくりを進めていくためには、双方で十分な議論を重ね、信頼関係を形成する必要があります。

そのためには、社会を支える存在として市民公益活動団体を認識し、理解を深めることが重要です。

以下には、市民又は市民公益活動団体と行政との協働の 7 つの原則を示します。

(1) 目的の共有

積極的に話し合いの場を持ち、取り組む課題に対し、達成しようとする目的や目標を明確にし、共有する必要があります。

(2) 対等の立場

異なる立場や価値観、目的を持った様々な主体が協働を進めるには、それぞれの特性や立場などの違いを尊重し、認識しながらお互いを認め合い、対等な立場に立つ必要があります。

(3) 相互理解

相互に相手の特性を理解し、単独ではなし得ない相乗効果を発揮させる必要があります。

特に行政は、市民公益活動団体が自主的・主体的に活動していることを理解することが必要です。

(4) 応分の責任

それぞれの役割分担を明確にし、それぞれが主体的に取り組むべき役割や、一体となっていくべき内容を明らかにするとともに、責任の所在をはっきりさせることが必要です。

(5) 機会の公平性と透明性

広く協働を進めるには、公平性を担保するとともにその活動内容や取組みの経過が常に公開され、透明性を確保することが必要です。

(6) 協働する期間の設定

あらかじめ事業期間や達成目標などの協働関係を解消する条件を決めておくことにより、協働関係の既得権化を防ぐとともに適度の緊張感を保つことも必要です。

(7) 自立化に向けての協働

市民公益活動団体が自立化する方向で育つような取組みが必要です。

第5章 協働の形態

1 協働の形態

事業目的の実現のために、最も効率的で効果的な協働事業が可能になるよう協働の形態を選択することが重要です。

また、事業の目的や性格、期待する効果、協働の相手となる特性等によって、選択する形態は変わってきます。これらを検討し、共催、実行委員会・協議会、事業協力、委託、補助・助成等の中から適切な形態を選択します。

協働の形態の特徴等は、次のとおりです。

(1) 共催

ア 概要

市民公益活動団体と市等が共に主催者となって、講演会や講習会等の事業を行う形態をいいます。

イ 特徴・留意点等

事業の企画段階から双方で十分に話し合っただけで検討を進め、事業の目的や役割分担、費用分担、責任の所在を明確にします。

また、どちらか一方の主導で進めたり、役割分担が偏ったり、依存的にならないように注意します。

(2) 後援

ア 概要

市民公益活動団体が主催者となって行う事業に対して応援するため、後援名義の使用を許可する形態をいいます。

イ 特徴・留意点等

後援するだけで協働ということだけでなく、事業報告の提出を求める等、目的の共有と意思の疎通が必要です。

(3) 実行委員会・協議会

ア 概要

市民公益活動団体と市等で構成された実行委員会や協議会が主催者となって、事業を行う形態をいいます。

なお、市を構成員に含まない実行委員会・協議会と市が事業に取り組む場合は、共催に分類します。

イ 特徴・留意点等

事業の企画段階から双方で十分に話し合っただけで検討を進め、事業の目的や役割分担、費用分担、責任の所在を明確にします。

また、この形態は、複数の主体が関わるため、責任が分散したり不明

確になりがちです。その結果、事務局に任せきりの状態とならないためにも、事前に相互の役割分担や費用分担等を取り決めておくことが必要です。

(4) 委託

ア 概要

市が市民公益活動団体に対して、業務を委託する形態をいいます。

また、本来市が行う事業を委託するものであるため、受託した団体はその事業の履行責任を負いますが、事業の実施責任は市に帰属します。

イ 特徴・留意点等

市にはない専門性・先駆性や市民公益活動団体の持つネットワークが求められるような事業にも有効です。

事業遂行に必要な人件費は、委託料等に適正に算入する必要があります。

(5) 補助・助成

ア 概要

市と課題や目的を共有した上で、市が金銭等を団体に交付する形態をいいます。

また、事業の実施責任は、実施主体に帰属します。

イ 特徴・留意点等

事業の活動の奨励や組織への支援としての性格があります。

(6) 事業協力

ア 概要

共催や実行委員会・協議会以外の形態で、市民公益活動団体と市との間で、それぞれの特性を活かす役割分担を取り決めた協定書を締結する等、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う形態をいいます。

イ 特徴・留意点等

事業協力の効果を高めるには、事業主体が相手に期待する役割やその分担等を明確にし、お互いの得意分野を活かす形で協力体制を築くことが求められます。

また、市民公益活動団体の専門的なノウハウを活用できます。

(7) アダプト・システム

ア 概要

事業協力のうち、公園等を地域に密着した団体等が「里親」のように管理する形態をいいます。

イ 特徴・留意点等

効果を高めるには、多くの市民が関心を持ち、主体的にかかわりを持つことが鍵となります。

(8) 情報提供・情報交換

ア 概要

協働事業について、情報交換や意見交換を行う形態をいいます。具体的には、市が、市民公益活動団体からの協働事業の提案を受けたり、市民ニーズや協働事業に関する意見を聴いたりする場として有効です。

イ 特徴・留意点等

お互いが持っている情報を提供しあうことにより、情報収集の効率性、情報の共有化が図られます。

お互いの立場を尊重し、対等の立場で建設的な意見交換を行う必要があります。

(9) 公有財産の提供

ア 概要

市民公益活動団体が実施する公共的な事業等に対し、市と課題や目的を共有した上で、市が所有する公有財産である施設、土地、物品等の貸し出しを行う形態をいいます。

イ 特徴・留意点等

市有地の一時使用等、協働事業への大きな可能性を持っていますが、市として統一した取り組みが必要です。

(10) 企画・計画立案への参画

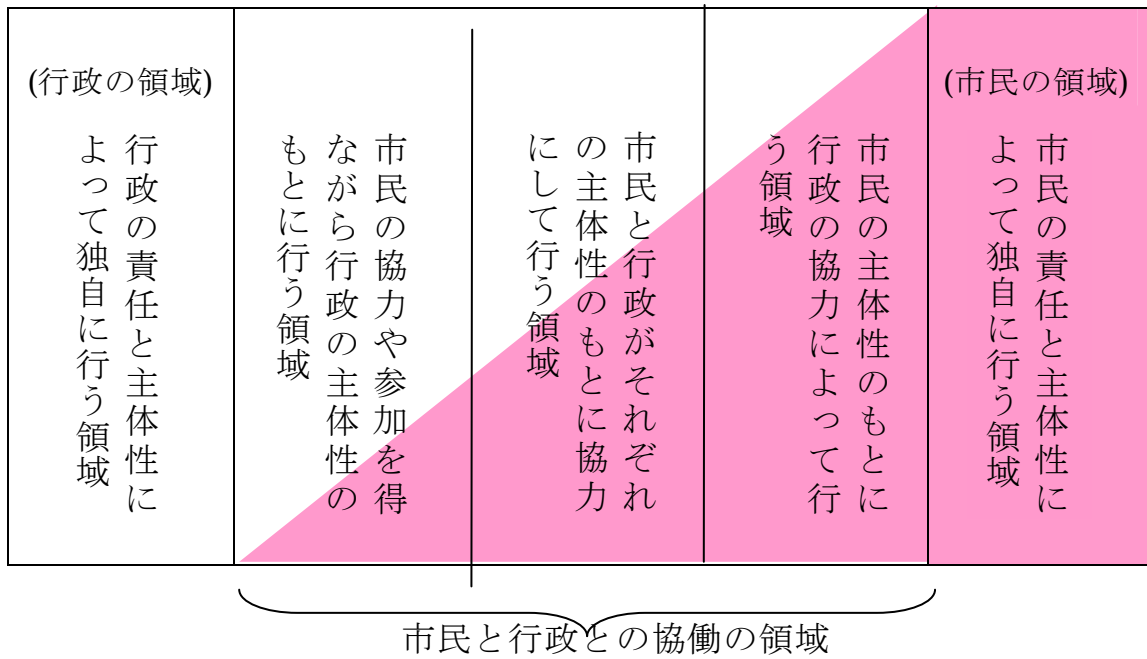
ア 概要

市が事業の企画や政策・計画等を立案する際に、意見や情報を交換したり、提案を求めたり、委員会等の委員として共に企画や政策を立案したりする形態をいいます。

イ 特徴・留意点等

解決を図りたい課題や取り組みの目的を十分に説明し、認識を共有することが必要です。

■ 図 9 協働の領域



第 6 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地方分権社会では、誰もが住みなれたまちでいきいきと暮らし続けられるよう、人々の知恵と工夫と参加によって、地域に最もふさわしい公共サービスが多様な姿で展開されることが望まれています。

北本市では、行政のみならず、多様な主体が公共サービスを担う「新しい公共」の形を目指し、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という住民自治の基本のもとに、全ての人がまちづくりに参加する『市民と行政とのパートナーシップによる豊かなまち きたもと』を目指します。

2 基本目標

『市民と行政とのパートナーシップによる豊かなまち きたもと』の理念に沿って、次の5つの目標を設定し、その実現を目指します。

- (1) 情報の共有
- (2) 参加・参画の仕組みづくり
- (3) まちづくりの担い手の育成
- (4) 市民活動の環境整備
- (5) 庁内体制の整備

基本目標 1 情報の共有

協働のまちづくりのためには、まず情報を共有し、誰もが必要な情報入手、また、発信できるような仕組みづくりを目指します。

基本目標 2 参加・参画の仕組みづくり

市民が参加・参画できる機会を充実するとともに、コーディネート機能を充実させ、活動への理解を深めます。

基本目標 3 まちづくりの担い手の育成

まちづくりへの関心を高め、まちづくりの担い手を育成します。

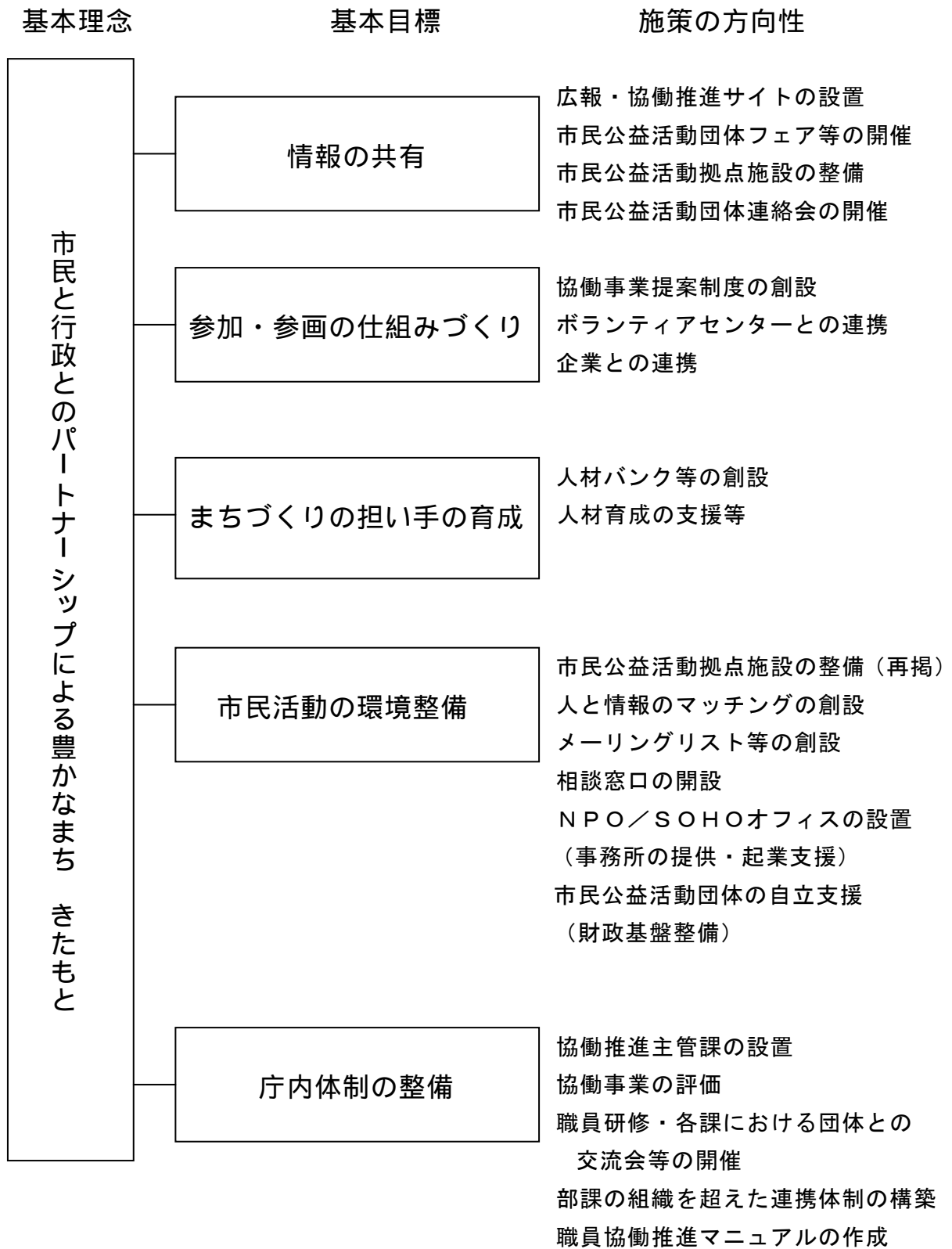
基本目標 4 市民活動の環境整備

市民活動の拠点施設の整備や協働する機会の提供、また、団体の自立化を後押しする支援を行います。

基本目標 5 庁内体制の整備

市民公益活動団体との協働を推進していくためには、これまでの市の仕事の内容や進め方を改めて見直さなければなりません。前例踏襲や行政組織の縦割りの問題等を改善し、協働に向けて柔軟に対応できる体制を整えます。

3 施策の体系



第7章 施策の展開

1 情報の共有

<現状と課題>

市民公益活動団体は、機関紙の発行やイベント等の開催により、団体の活動を個々に知らせてはいるものの、市民に団体の活動が広く伝わっているという実感はなく、各団体がどのような活動を行っているのかが一般に理解されていないため、活動に賛同し、新たに団体に加入する人が少ない状況にあります。

また、組織が大きくなるに伴って、人材の確保、円滑な組織の運営を行うことが困難になる事例が見られるほか、同じ目的で複数の団体が活動していても、それらの団体は、お互いの活動を知る機会が少なく、連携が図れにくい状況にあります。

そのため、市内の市民公益活動団体の情報を共有できる仕組みづくりが必要です。

それには、市民公益活動を行う人たちが常時集まれる場所で、活動情報の収集及び提供、活動に関する相談及び調整、交流及び連携等のネットワークが図られる市民公益活動の拠点施設が必要です。そして、その施設の運営方法は、行政が直接行うよりも、市民公益活動団体が行い、様々な施策を展開することが望ましいと考えます。

また、そこに常駐するスタッフは、単なる施設管理を行うだけでなく、社会経済的なトレンド、NPO運営及び行政システムに関する知識をもった人材が望まれます。

(1) 広報・協働推進サイト（ホームページ）の開設

広報・協働推進サイトを開設し、市民公益活動団体が行う活動を広く市民にPRし、市民公益活動の啓発と参加を推進します。

また、活動内容を多くの市民に知らせることで、信頼性が高まるよう団体の広報活動を支援します。

(2) 市民公益活動団体フェア等の開催

市民公益活動団体フェア等を開催し、市民公益活動団体の活動内容を広く市民に知らせ、その活動に理解を深めていただき、市民公益活動への参加を促進するためのイベント等を推進・支援します。

(3) 市民公益活動拠点施設の整備

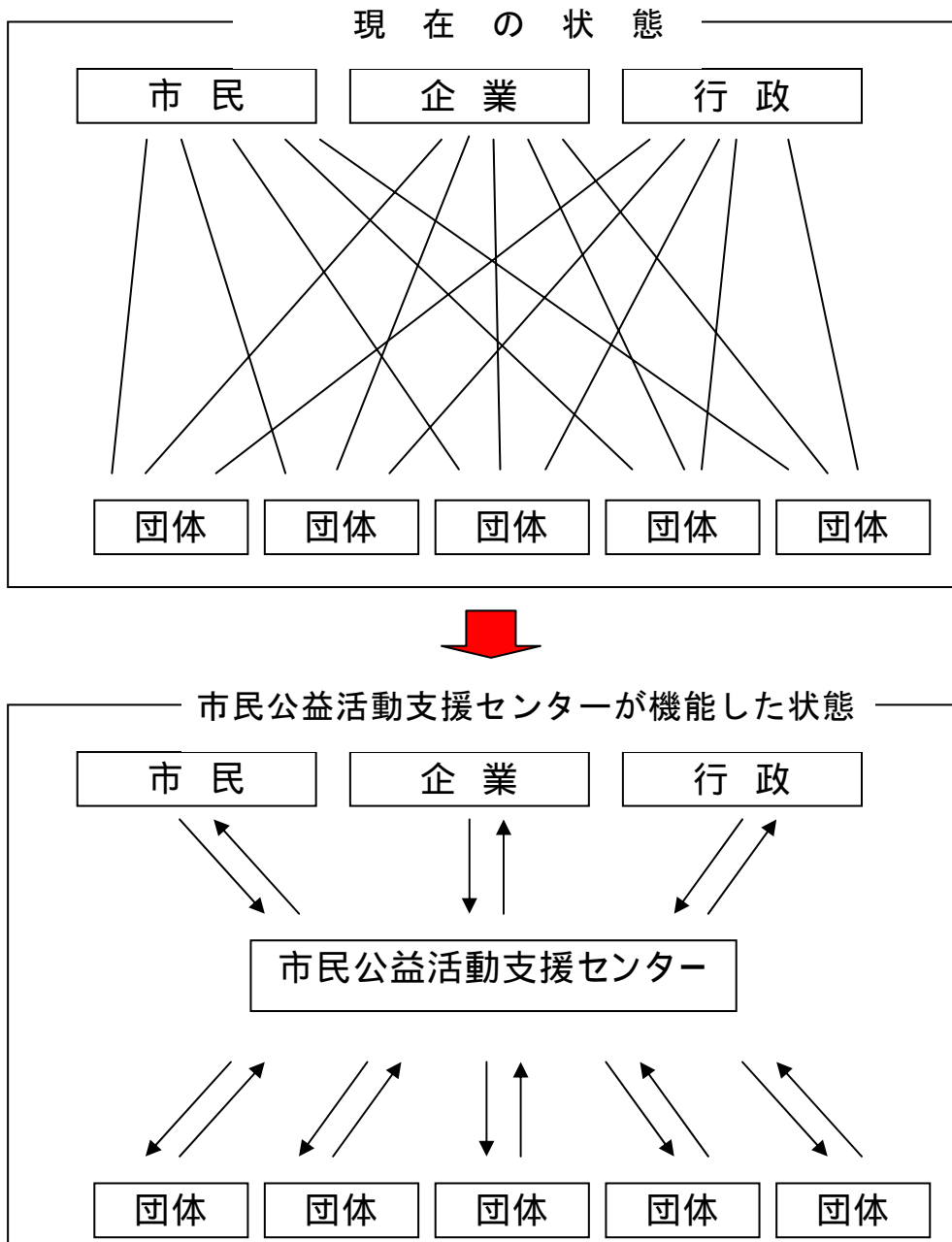
市民公益活動団体の活動の場、交流の場等としての中間支援施設「市民公益活動支援センター」を設置します。

また、その運営は、市民公益活動団体が担うよう支援します。

(4) 市民公益活動団体連絡会の開催

同じような目的で活動している市民公益活動団体の連絡会議等を開催し、情報交換を活発に行い、互いの弱点を補い、相互に連携していく体制づくりを推進・支援します。

■ 図 11 中間支援施設としての市民公益活動支援センターのイメージ



2 参加・参画の仕組みづくり

<現状と課題>

現在、福祉系の市民公益活動団体については、行政との架け橋として、社会福祉協議会内にボランティアセンターが存在し、一定の活動について市民が参加・参画し協働事業を展開している状況にありますが、それ以外の、教育、環境、防犯等の市民公益活動団体については、十分にその活動情報が把握できていないため、市民が参加・参画する機会が少ない状況にあります。

今後、市民が担える事業については、行政は事業を手渡す又は切り離すという考えのもと、市民の中からその事業を担える人達や団体が生まれやすく、参加・参画しやすい仕組みづくりが必要です。

また、市民公益活動団体は、企業における社会貢献活動やボランティア活動等に参加したい社員の受け皿となるほか、それぞれの団体が持っている専門性を企業に提供することができる状況にあります。

そこで、市民公益活動団体が自ら主体となって事業を提案できる制度の創設が考えられます。これは、活動団体にとって、安定した収入を確保できるため、活動の活発化に繋がるとともに、市民への理解も高められます。

また、福祉、教育、環境、防犯等の市民公益活動団体の情報を一体的に把握できるようにするために、市民公益活動支援センターとボランティアセンターとの連携支援を図る必要があります。

さらに、社会貢献活動等に参加したい企業と市民公益活動団体が連携して、それぞれが持っている特性を生かし、社会に、そして相互にプラスになる取組みを行政が後押しする仕組みが必要です。

(1) 協働事業提案制度の創設

市民公益活動団体が自ら主体となり行政と相互に議論・検討し、協働する事業提案を募集する制度の創設を検討し、市民公益活動団体が参加・参画できる機会を創出します。

(2) ボランティアセンターとの連携

福祉系の市民公益活動団体を掌握するボランティアセンターと連携し、市民公益活動団体の情報を一体的に把握するとともに、団体間での連携が進む取組みを促進します。

(3) 企業との連携

市民公益活動団体と企業との連携について、その機会の創設を推進・支援します。

3 まちづくりの担い手の育成

< 現状と課題 >

市民公益活動団体にとって、経理や労務の知識を持つ人の確保や新たに活動に参加する人の確保が困難な状況にあります。また、市民公益活動団体は、経済面などの理由から、スタッフが定着しにくく、育成もままならないなど、人材面での課題を抱えている団体が少なくない状況にあります。

今後、団塊の世代が退職期を迎えることを踏まえて、退職者と団体を結び付ける仕組みの創設や人材を育成するための研修等が必要です。また、各種相談に応じられるような中間支援団体の存在も必要です。

(1) 人材バンク等の創設

サラリーマン時代に身につけた経理や労務等の知識やノウハウを使って、社会貢献したいと考えている退職者を、事務分野等の専門家を求める市民公益活動団体と結びつける仕組みを創設します。

(2) 人材育成の支援等

団体の運営や活動を担うリーダー、スタッフ等を育成するための研修事業等の実施を支援します。

また、補助金申請のサポートなど他の団体の支援・相談に応じ、各団体を束ねる又は全体の潤滑油になるような中間支援団体の育成を支援します。

4 市民活動の環境整備

< 現状と課題 >

多くの市民公益活動団体が共通して抱える問題点として、活動資金の確保や日々の活動の場の確保、事務局機能を担う人材の不足、団体の活動が停滞した時に相談先がないことなどがあげられます。

また、同じ目的で複数の団体が活動していても、団体同士の連携等が図れにくい状況にあります。

そのため、市民公益活動の拠点施設を整備し、そこで団体間の情報交換が活発化するような仕組みや、団体の活動が停滞した時に相談できるような窓口を開設、また、団体間の連携のもとに解決できる仕組みを構築し、さらには拠点施設に各団体の事務局機能をもたせることが考えられます。

また、市民公益活動に参加したい人が団体の活動情報を知る機会の提供や、これらを結びつけるような仕組みも必要です。

自前で事務所を構えることが困難な市民公益活動団体に対しては、安価で事務所を提供するなど、コミュニティビジネスなどへの創業支援を行うことも考えられます。

さらに、市民公益活動団体の活動に対して、寄附金等が得られる仕組み等、市民公益活動団体の自立への支援が求められています。

(1) 市民公益活動拠点施設の整備（再掲）

市民公益活動団体の活動の場、交流の場等としての中間支援施設「市民公益活動支援センター」を設置します。

また、その運営は、市民公益活動団体が担うよう支援します。

さらに、市民公益活動支援センターにおいて、市民公益活動団体が相互に弱点を補完できるような体制が図られるよう支援します。

(2) 人と情報のマッチングの創設

市民公益活動への参加意欲のある人と市民公益活動団体との橋渡しやサービスを求める市民と提供する市民とのマッチングができるプログラムを創設します。

(3) メーリングリスト等の創設

市民公益活動団体の情報交換が活発化するメーリングリスト等の仕組みを創設します。

(4) 相談窓口の開設

市民公益活動の情報提供や今後NPO法人の認証取得を目指す団体等の相談窓口を開設します。

(5) NPO／SOHOオフィスの設置（事務所の提供・起業支援）

自前で事務所を構えることが困難な市民公益活動団体に対し、ブースタイプのミニ事務所を提供し、コミュニティビジネスなどへの創業支援を検討します。

また、オフィスは、市民公益活動支援センターに併設することも検討します。

(6) 市民公益活動団体の自立支援（財政基盤整備）

市民公益活動団体の設立に当たって、その設立のための準備金としての性格を有する補助制度を創設します。

また、今後、個人・企業の寄附の受け入れ等による支援基金等の財政基盤が強固になるような制度の創設を検討します。

5 庁内体制の整備

< 現状と課題 >

市民公益活動団体には部課制はなく、自分の担当する以外の業務についても、部課を超えて連携していくことが求められる状況にあります。

市民との協働によるまちづくりを進めるためには、時代の変化を的確に捉え、従来の手法に捉われずに、常に新しい最良の形態で業務に取り組む姿勢と職員全体が市民との協働の実践に向けて、取り組む必要があります。

(1) 協働推進主管課の設置

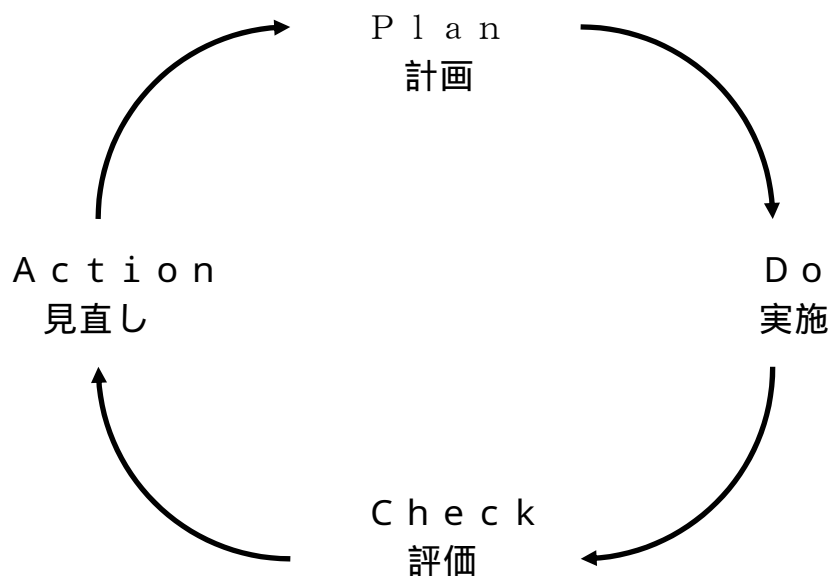
市民公益活動の推進、市民公益活動団体との連携、各課における協働体制の推進等を図るため、協働体制を推進する主管課を設置します。

(2) 協働事業の検証と評価

協働事業を行った双方が事務事業評価等の中で、協働の視点でそれぞれ自己評価や意見交換等を行い、マネジメント・サイクルに基づいて行動する必要があります。現在、行政が委託又は補助等を行っている団体に対して、どのような効果を生み出しているのか、その内容をきちんと把握し、それに対し評価する仕組みを検討します。

< 主な評価の視点 >

- ア 双方の特性が生かされ、単独で行う場合に比べ、高い効果が得られたか。
- イ 役割分担は適切であったか。
- ウ 意思疎通はうまくいったか
- エ 相手の自主性を損なわずにできたか。
- オ 相手の育成に役立ったか。
- カ 協働の理念の普及には役立ったか。



事務事業評価の中に「協働」の視点による評価欄を設け、既に協働で行っている事業を評価し、改善するとともに、全事業について、協働の視点での事業実施を検討します。

(3) 職員研修・各課における団体との情報交換会等の開催

市民公益活動団体の理解を深めるために、職員研修の開催や各課における団体との情報交換会等を開催します。

(4) 部・課の組織を超えた連携体制の構築

市民公益活動団体の活動に対応するため、部課を超えて連携していきます。

(5) 職員協働推進マニュアルの作成

協働によるまちづくりを進めるため、協働で事業を実施する際に必要な手順等を定めた職員協働推進マニュアルを作成します。

| No | 施策の方向性 | 内 容 | 実施目標年度 | | | | | | 推進課 |
|----|-----------------|--|--------|----|----|----|----|---------------|--------------------------|
| | | | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | |
| 1 | 広報・協働推進サイトの設置 | 市民公益団体が行う活動を広く市民にPRするため、市民活動広報紙の発行や市民活動を紹介するサイトを設置 | | ○ | | | | | 地域づくり課 秘書政策室 |
| 2 | 市民公益活動団体フェア等の開催 | 市民公益活動団体の活動内容を広く市民に知らせ、その活動に理解を深め、市民公益活動への参加を促進するためのイベント等を開催 | ○ | | | | | 地域づくり課 全 課 | |
| 3 | 市民公益活動拠点施設の整備 | 市民公益活動団体の活動の場、交流の場としての中間支援施設を整備 | ○ | | | | | 地域づくり課 | |
| 4 | 市民公益活動団体連絡会の開催 | 同じような目的で活動している市民公益活動団体の連絡会を開催 | ○ | | | | | 地域づくり課 全 課 | |
| 5 | 協働事業提案制度の創設 | 市民公益活動団体が自ら主体となり行政と相互に議論・検討し、協働する事業提案を募集する制度を創設 | | ○ | | | | | 地域づくり課 秘書政策室 全 課 |
| 6 | ボランティアセンターとの連携 | ボランティアセンターと連携し、市民公益活動団体の情報を一体的に把握するとともに、団体間での連携が進む取り組みを促進 | ○ | | | | | 地域づくり課 福祉課 | |
| 7 | 企業との連携 | 市民公益活動団体と企業との連携の機会を創設 | | | ○ | | | | 地域づくり課 産業振興課 |
| 8 | 人材バンク等の創設 | サラリーマン時代に身に付けた知識やノウハウを使って社会貢献したい退職者や事務分野等の専門家を求める市民公益団体を結びつける仕組みを創設 | | | ○ | | | | 地域づくり課 産業振興課 生涯学習課 |
| 9 | 人材育成の支援等 | 団体の運営や活動を担うリーダー、スタッフ等を育成するために研修事業等の実施を支援、また、各団体を束ね、潤滑油になるような中間支援団体の設立を支援 | | | ○ | | | | 地域づくり課 |
| 10 | 人と情報のマッチングの創設 | 市民公益活動への参加意欲のある人と市民公益活動団体との橋渡しやサービスを求める市民と提供する市民とのマッチングができるプログラムを創設 | | | ○ | | | | 地域づくり課 全 課 |

| 11 | メーリングリスト等の創設 | 市民公益活動団体間の情報交換が活発化するメーリングリスト等を創設 | | | ○ | | | | | | 地域づくり課 |
|----|------------------------|---|--------|----|----|----|----|----|-----|--|------------------------|
| No | 施策の方向性 | 内 容 | 実施目標年度 | | | | | | 推進課 | | |
| | | | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | | | |
| 12 | 相談窓口の開設 | 市民公益活動の情報提供や NPO 法人の認証取得を目指す団体等の相談窓口を開設 | | ○ | | | | | | | 地域づくり課 |
| 13 | NPO/SOHO オフィスの設置 | 自前で事務所を構えることが困難な市民公益活動団体に対し、ブースタイプのミニ事務所を提供し、コミュニティビジネス等への創業支援の検討 | | | ○ | | | | | | 地域づくり課 産業振興課 |
| 14 | 市民公益活動団体の自立支援 | 団体の設立のための準備金の補助や個人・企業からの寄附の受け入れ等による支援基金を創設 | ○ | | | | | | | | 地域づくり課 産業振興課 |
| 15 | 協働推進主管課の設置 | 各課における協働体性の推進を図るため、協働を推進する主管課を設置 | | ○ | | | | | | | 秘書政策室 |
| 16 | 協働事業の評価 | 協働事業の評価を実施 | | ○ | | | | | | | 地域づくり課 秘書政策室 全 課 |
| 17 | 職員研修・各課における団体との交流会等の開催 | 市民公益活動団体の理解を深めるために、職員研修の開催や各課における団体との交流会等を開催 | ○ | | | | | | | | 地域づくり課 総務課 全 課 |
| 18 | 部課の組織を超えた連携体制の構築 | 市民公益活動団体の活動に対応するため、部課を超えた連携 | ○ | | | | | | | | 秘書政策室 全 課 |
| 19 | 職員協働推進マニュアルの作成 | 協働によるまちづくりを進めるため、協働で事業を実施する際に必要な手順等を定めた職員協働推進マニュアルを作成 | | ○ | | | | | | | 地域づくり課 全 課 |

参 考 资 料

参考資料 1 北本市協働推進計画策定委員会会議記録

| | 開催日 | 会議内容 |
|-------|-------------------------|---|
| 第 1 回 | 平成 1 8 年 6 月 2 7 日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員委嘱 ・ 正副委員長の選出 ・ 北本市協働推進計画策定について |
| 第 2 回 | 平成 1 8 年 7 月 1 8 日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属団体の概要(役割・成果及び課題・問題点等)について |
| 第 3 回 | 平成 1 8 年 8 月 9 日(水) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各団体への質問 ・ 各団体が抱える問題・課題 |
| 第 4 回 | 平成 1 8 年 9 月 6 日(水) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各団体が抱える問題・課題 |
| 第 5 回 | 平成 1 8 年 9 月 2 6 日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各団体が抱える問題・課題 ・ A、B、Cグループ分科会 |
| 第 6 回 | 平成 1 8 年 1 0 月 1 2 日(木) | Aグループ分科会 |
| | 平成 1 8 年 1 0 月 1 2 日(木) | Cグループ分科会 |
| | 平成 1 8 年 1 0 月 2 0 日(金) | Bグループ分科会 |
| 第 7 回 | 平成 1 8 年 1 0 月 2 6 日(木) | <ul style="list-style-type: none"> ・ グループ討議の発表 ・ 協働事業、協働を推進するための施策等について |
| 第 8 回 | 平成 1 8 年 1 2 月 1 8 日(木) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と行政との協働推進に関する報告(案)について |

参考資料 2 北本市協働推進計画策定委員会委員名簿

任期平成 18 年 6 月 27 日から平成 19 年 3 月 31 日

| | | 氏名 | 所属団体 | 備考 |
|----|------|--------|----------------------|----------|
| 1 | | 青木 律人 | 富士重工業(株) 埼玉製作所 | 企業 |
| 2 | 副委員長 | 有働 秀鷹 | 北本市自治会連合会 | 市民団体 |
| 3 | | 大隈 政敏 | 公募 | 公募 |
| 4 | | 荻野 照夫 | (特)燈台 | NPO法人 |
| 5 | | 河井 宏暢 | (特)あさひスポーツ・文化クラブ | NPO法人 |
| 6 | | 橘定 かつえ | 歌ごよみ | ボランティア団体 |
| 7 | | 栗山 豪明 | 北本市青少年育成市民会議 | 市民団体 |
| 8 | | 古賀 利雄 | 北本市ごみ減量等推進市民会議 | 市民団体 |
| 9 | | 越河 澄子 | (特)さいたまNPOセンター 理事 | 学識経験者 |
| 10 | | 柴田 辰雄 | 北本市ボランティア連絡会 会長 | ボランティア団体 |
| 11 | | 下里 晴朗 | (特)エンジョイ・パートナーほっと | NPO法人 |
| 12 | 委員長 | 高橋 伸治 | (特)埼玉ソーホー支援推進協議会 理事長 | NPO法人 |
| 13 | | 細井 久美子 | 北本市子ども文庫連絡会 | ボランティア団体 |
| 14 | | 和田 みのり | 公募 | 公募 |

参考資料3 北本市協働推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 市民と行政との協働を推進するために市が策定する「協働推進計画」(以下「計画」という。)について、市民の意見を十分に反映させるため、北本市協働推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定について必要な事項の検討を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、市民活動団体関係者、市内企業又は事業者、公募市民及び協働について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(謝金)

第7条 委員会の会議等に出席した委員には、日額2,000円を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、秘書政策室において処理する。

(運営その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

参考資料 4 北本市市民と行政との協働推進プロジェクト・チーム設置規程

(設置)

第1条 北本市市民と行政との協働に関する推進計画の策定に当たり、市民と行政との協働に関する研究を行うため、北本市組織規則（平成16年規則第1号）第11条第1項の規定に基づき、北本市市民と行政との協働推進プロジェクト・チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 北本市市民と行政との協働に関する推進計画の策定に関すること。
- (2) その他市民と行政との協働推進に関すること。

(組織)

第3条 チームは、リーダー、サブリーダー及びメンバー12人で組織し、別表に定めるものを市長が任命する。

2 リーダーは、チームを代表し、その事務を掌理する。

3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 チームの会議は、リーダーが招集し、その議長となる。

2 リーダーが必要と認めたときは、会議に関係者以外のものを出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 チームの庶務は、秘書政策室において処理する。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

別表

(平成17年11月10日～平成18年3月31日)

| 所 属 | 職名 | 氏 名 | 備 考 |
|-----------|------|-------|--------|
| 産 業 振 興 課 | 参事 | 鈴木 秀文 | リーダー |
| 総合福祉センター | 参事 | 飯島 和政 | |
| 地域づくり課 | 課長 | 吉野 一 | サブリーダー |
| 生涯学習課 | 課長 | 西田 勝 | |
| 福 祉 課 | 主席主幹 | 村田 則弘 | |
| 環 境 課 | 主幹 | 高松 一世 | |
| 産 業 振 興 課 | 主幹 | 佐々木秀樹 | |
| 都 市 計 画 課 | 主幹 | 町田 浩一 | |
| 生涯学習課 | 主査 | 根岸 学 | |
| 地域づくり課 | 主任 | 加藤千鶴子 | |
| 福 祉 課 | 主任 | 小山 久代 | |
| こ ども 課 | 主事 | 宮部亜由美 | |

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

| 所 属 | 職名 | 氏 名 | 備 考 |
|-----------|----|-------|--------|
| 産 業 振 興 課 | 課長 | 吉野 一 | リーダー |
| 地域づくり課 | 課長 | 小林 公一 | サブリーダー |
| 生涯学習課 | 課長 | 村田 則弘 | |
| 福 祉 課 | 主幹 | 加藤 和正 | |
| 環 境 課 | 主幹 | 佐々木秀樹 | |
| 産 業 振 興 課 | 主幹 | 吉野 英一 | |
| 都 市 計 画 課 | 主幹 | 町田 浩一 | |
| 生涯学習課 | 主査 | 根岸 学 | |
| 地域づくり課 | 主査 | 加藤千鶴子 | |
| 福 祉 課 | 主任 | 小山 久代 | |
| こ ども 課 | 主事 | 宮部亜由美 | |

参考資料5

北本市市民と行政との協働推進プロジェクト・チーム会議等の開催状況

| 区分 | 開催日・会場 | 内容 | 備考 |
|-------|---|---|----|
| 先進地視察 | 平成17年10月14日（金） 我孫子市ボランティア・市民活動サポートセンター | 1 我孫子市市民公益活動・市民事業支援指針について 2 我孫子市ボランティア・市民活動サポートセンターについて 3 市民との協働の取組みについて | |
| 先進地視察 | 平成17年10月14日（金） 足立区NPO活動支援センター | 1 あだち協働ガイドラインについて 2 NPO活動支援センターについて 3 市民との協働の取組みについて | |
| 第1回会議 | 平成17年11月10日（木） 北本市文化センター第4会議室 | 1 市民と行政との協働の推進について 2 今後のプロジェクト・チームの運営について 3 その他 | |
| 先進地視察 | 平成17年11月29日（火） 長野市ボランティアセンター | 1 長野市ボランティアセンターについて 2 長野市のボランティア活動の状況について | |
| 先進地視察 | 平成17年11月29日（火） 長野市市民公益活動支援センター | 1 長野市市民公益活動支援センターについて 2 市民との協働の取組みについて | |
| 第2回会議 | 平成18年1月16日（月） 北本市役所研修室 | 1 先進地視察についての意見（感想）交換 2 (仮称) 北本市市民公益活動の促進に関する行政指針の策定 3 その他 | |
| 先進地視察 | 平成18年2月14日（火） 古河市TMO (株)雪華 | 1 市民主導のまちづくり会社について 2 自慢できるまちづくり | |
| 先進地視察 | 平成18年2月14日（火） 館林市 まちやサロン | 1 中心市街地内の空き店舗を利用した「人と情報の交差するあたたかいコミュニティ・スペース『まちやサロン』」について 2 まちづくりを考える市民グループ「まち研」について 3 部課を超えて市民と協働する取組み | |

| | | | |
|-------|------------------------------|---|--|
| 第3回会議 | 平成18年2月24日(金) 北本市役所第5会議室 | 1 先進地視察報告 2 (仮称) 北本市市民公益活動の促進に関する行政指針の策定 3 その他 | |
| 第4回会議 | 平成18年3月27日(月) 北本市役所第4委員会室 | 1 市民公益活動の促進に関する報告書の作成 2 プロジェクト・チーム今後の活動について 3 その他 | |
| 第5回会議 | 平成19年2月5日(月) 北本市役所第5相談室 | 1 「市民と行政との協働推進の研究に関する報告」について 2 「北本市市民と行政との協働推進計画(案)」について | |
| 第6回会議 | 平成19年2月13日(火) 北本市役所第5相談室 | 1 「北本市市民と行政との協働推進計画(案)」について | |



きたもと

北本市市民と行政との協働推進計画
～市民との協働による豊かな地域社会の実現のために～

発行 / 北本市
発行年月 / 平成 19 年 3 月
編集 / 秘書政策室
住所 / 〒364-8633 埼玉県北本市本町 1 - 111
電話 / 048-591-1111
F A X / 048-592-5997